

【家庭掲示用】

要保存

横浜市立初音が丘小学校

緊急時の措置について

今年度も、本校の緊急時の対応の基本は、『保護者による児童引き取り』になります。従来行われていた集団下校班による『集団下校』は、行いません。

実際に大規模災害が起こった場合は、電話連絡も、メール配信もできなくなってしまうことは、大震災で実証されました。そこで、緊急時には児童を学校で保護しますので、連絡がなくても引き取りに来てください。児童の安全を確保するためには、この方法が一番確実な方法と考えています。

なお、保護者による引き取りが不可能な場合に備えて、年度初めに【緊急時引き取り代理人】を登録していただきます。この代理人以外には児童を引き取ることができませんので、十分にご検討の上、登録をお願いいたします。

代理人の条件は、

- ①親戚、親族にあたる成人。
- ②保護者が依頼し、同意した成人。

といたします。「緊急時引き取り代理人登録書」に必要事項を記入の上、担任までご提出ください。

※代理人の方が来校する場合は、本人確認ができるよう（免許証などや児童がその人を知っていること等）ご依頼ください。

※お子さんの保護を確実に依頼できる方お一人を登録してください。

なお、緊急を要しないが、児童がまとまって下校する方が望ましい場合は、「一斉下校」となる場合もあります。この場合は、メール等で保護者の皆様に連絡した上、職員が下校ルートの地図に示してある各色の下校ルートの矢印まで引率して下校いたします。

詳しい自然災害等の緊急時の対応は下記の通りになります。

①大規模地震が発生した場合

- ・在宅時 →臨時休校になります。
- ・登下校時→安全な場所に一時避難し、その後学校か自宅に避難します。
- ・在校時 →学校内に児童を保護し、保護者の引き取りになります。

②大規模地震警戒宣言が発令された場合

- ・在宅時 →臨時休校になります。
- ・登下校時→学校か自宅に避難します。
- ・在校時 →学校内に児童を保護し、保護者の引き取りになります。

③火災が発生した場合

- ・出火位置などの状況を判断し、安全な場所（通常は校庭）に避難します。
- ・授業復帰の可否を判断し、授業打ち切りの場合は保護者に連絡し、引き取りか一斉下校となります。

④「暴風警報」「大雪警報」「特別警報」が発令された場合

- ・午前7時の段階で「暴風警報」か「大雪警報」が横浜市内（神奈川県全域か神奈川県東部）に発令継続中の場合は、全市一斉に休校となります。注意報の場合は休校にはなりませんので、ご注意ください。この場合は、学校からの連絡はありません。

※暴風警報をともしない「大雨警報」「洪水警報」が発令していても原則として通常通りの登校とします。ただし、各家庭の判断で危険と思われる場合は登校を遅らせるか、見合わせてください。なお、この場合は遅刻や欠席の扱いとなりませんが、欠席の事由等が把握できないので、必ず学校へご連絡ください。

- ・登校後「暴風警報」「大雪警報」が発令された場合は、気象状況により一斉下校か引き取りになります。

緊急時引き取り代理人覚え書き

○依頼した人の名前

○依頼した人の電話番号